

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| 02 | 京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書 | 2012年11月12日発効 2015年3月9日改訂承認 (2015年4月1日施行) 2021年6月30日一部改訂 |
| 医の倫理委員会作業手順書、委員名簿、及び会議録概要等の公表 | | |

1. 医の倫理委員会作業手順書、委員名簿及び会議録概要の公表
 - (1) 研究機関の長は、医の倫理委員会の設置と運営に係る作業手順書（以下、手順書という）、委員名簿及び会議録概要を、厚生労働省・倫理審査委員会報告システムを通じて公表する。ただし、会議録概要のうち、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として医の倫理委員会が判断したものについては、この限りでない。
 - (2) 公表は年に一度以上とする。手順書及び委員名簿の変更があった場合には、随時その翌々月までに公表する。

2. 医の倫理委員会の審査の過程がわかる記録や委員の出欠状況がわかるものの公表
 - (1) 医の倫理委員会委員長は、医の倫理委員会の審査の過程がわかる記録や委員の出欠状況がわかるものを、京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会ホームページにおいて公表する。
 - (2) 公表は医の倫理委員会の開催毎とする。

附則

本手順書は、2015年4月1日より施行する。
医の倫理委員会承認日：2015年3月9日

附則

本手順書は、2021年6月30日より施行する。
医の倫理委員会承認日：2021年6月14日